

岡山県税条例の一部を改正する条例 【条例】 ○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【解説】 ○ 公布した条例の解説		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
税務課		担当課（室）		
総務学事課				
			目次	
			担当課（室）	

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第三十四条の六の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第四十三条第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第四十三条の二第六項中「に掲げる」を「又は第三号イに掲げる」に改め、同条第八項の表第四十七条第一項第一号及び第三項第一号、第四十九条第一項、第四十九条の二第二項及び第四項並びに第五十条の二第二項の項中「第三項第一号、第四十九条第一項」を「第四項第一号」に改め、同表第四十七条第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十七条第三項第一号	合計額	合計額（受託法人であるものに あつては、イに掲げる金額）
-------------	-----	---------------------------------

第四十三条の二第八項の表第四十七条第三項の項中「第四十七条第三項」を「第四十七条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	第四十三条第一 項第一号イに掲 げる法人	第四十三条第一項第一号イに掲 げる法人で固有法人であるもの
----------	----------------------------	----------------------------------

同号ロに掲げる法人	同号ロに掲げる法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	
掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	
同項第三号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人で固有法人であるもの	

第四十四条中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

第四十七条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十三条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の率を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の率を乗じて得た金額
 - ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の率を乗じて得た金額
- 二 第四十三条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の率を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五の率を乗じて得た金額

第四十九条第一項中「所得割（を削り、「掲げる法人にあつては、」を「掲げる法人の」に、「とする。」又は収入割）」を「同号ロに掲げる法人の所得割、同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割」に改め、同項第一号ただし書中「第七十二条の二十五第十四項」を「第七十二条の二十五第十六項」に改める。

第五十条第一項中「いう。」を「いう。第二号、」に、「これ」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる法人以外の法人 収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額

二 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人のうち、連結申告法人、法第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額

第五十条の二第二項中「に掲げる」を「及び第三号イに掲げる」に改め、同条第三項及び第四項中「規定によつて」を「規定により」に改める。

第七十二条の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第七十三条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第七十三条の二第二項中「第七十二条の二第二項」を「第七十二条の二三第三項」に改める。

第五十条の六第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに第四項の表中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第六条の三の二第二項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第六条の三の三第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第六条の五中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十三年」を「令和六年」に改める。

附則第九条中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第十条の二第二項中「平成三十二年」を「令和五年」に改め、同条第二項中「平成三十二年」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十二号」に改める。

令和2年3月31日 岡山県公報 号外

三号」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十条の二の二中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十二条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十四条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十四条の二の三中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の六中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の七、第十五条第一項、第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の三第一項及び第三項並びに第二十一条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の四第二項第四号及び第五号並びに同条第四項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第二十二条の二及び第二十二條の三第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十四条第六項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

3 新条例附則第十四条の二の規定（特定寄附金（同条第一項に規定する特定寄附金をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分（新条例附則第十四条の二の三の規定（特定寄附金に

係る部分に限る。）を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第十四条の二の三の規定（特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（岡山県条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 岡山県条例の一部を改正する条例（平成二十四年岡山県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十項及び第十一項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第十二項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十三項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十四項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十五項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十六項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十七項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

（岡山県条例及び岡山県条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 岡山県条例及び岡山県条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十六項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十七項の表附則第八項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表附則第九項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表附則第十項の表第七十三条の四の二の項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の表第七十三条の六第二項の項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

9 岡山県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

(岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 岡山県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

(岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第六項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第九項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 岡山県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第六号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同項第七号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同項第八号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十四項の表第七十三条の四の二の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第七十三条の六第二項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第十八項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十項の表第七十三条の四の二の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第七十三条の六第二項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

岡山県税条例の一部を改正する条例（平成三十一年岡山県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「同年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第五項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第七項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

令和2年3月31日 岡山県公報 号外

(解
説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税の課税方式の見直しを行う等所要の改正を行うものである。